

協議第 1 号

広域化の方式について

次の調整結果について協議を求める。

平成 27 年 7 月 7 日提出

上尾市・伊奈町消防広域化協議会
会 長 島 村 穰

調整結果	1 広域化の方式は、上尾市への事務委託方式とする。
------	---------------------------

(調整理由)

1 広域化の方式について

- ・行財政上の様々なスケールメリットを活かし、上尾市・伊奈町の消防力の強化と住民サービスの一層の向上を図ることを目的とし、経費節減とスピード感のある意思決定を行うことで、適切な消防サービスの提供及び住民負担の適正化が可能となる。また、消防の責任の所在を明確にし、増加する救急要請等に対応するため現場活動要員の増強など、消防サービスを両市町の実情に即して提供し、合理的な消防行政を確保するという観点から、事務委託方式による広域化が相応しい。
- ・財政面では、組合議会の設置、給与、共済事務等一定の経費及び事務量（人員配置）が発生する一部事務組合方式より事務委託方式による広域化の方が、初期投資を含め、財政負担が少なく、経費の縮減を図る上でも効果が大きく、両市町においても今後予想される厳しい財政事情を考慮すると、効率的な財政運用が求められる。
- ・以上のことから、事務委託方式を採用し、人口及び消防本部の規模が大きい上尾市を受託自治体とする。なお、委託事務の管理及び執行に関し、伊奈町の意向を反映する調整組織の設置が必要になる。

協議第1号 広域化の方式について（関係資料）

広域化の方式

広域化方式の比較表

	一部事務組合方式	事務委託方式
関係法	地方自治法第284条第2項	地方自治法第252条の14第1項
組織上の相違 (団体)	地方自治法に基づく特別地方公共団体（市町村から独立）	地方自治法に基づく普通地方公共団体
設置手続	県知事への申請 ⇒ 許可	県知事への届出
方式概要	<ul style="list-style-type: none"> 普通地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために協議により規約を定め、都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体。 一部事務組合が共同処理するものとされた事務は、関係地方公共団体の権限から除外され、一部事務組合に引き継がれる。その事務に係る条例、規則等は一部事務組合が制定することになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 普通地方公共団体の事務の一部の執行管理を他の普通地方公共団体に委ねる制度。 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、事務を委託する。 事務の委託により、法令上の責任は、受託をした普通地方公共団体に帰属することになり、委託をした普通地方公共団体は、委託の範囲内において、委託した事務を執行管理する権限を失うことになる。
経費負担	<ul style="list-style-type: none"> 組合の経費は、組合を組織する地方公共団体による分担、組合財産収入の充当などその方式を規約の中で定める。 	<ul style="list-style-type: none"> 委託事務に要する経費は、委託をした普通地方公共団体が受託した普通地方公共団体に対する委託費として負担し、その経費の支弁の方法は規約の中で定める。
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 両市町が基本的に同じ立場で組合運営に参画。 全体の経費について費用按分することから管轄区域内の消防力が概ね均一になる。 	<ul style="list-style-type: none"> 1対1の受委託の関係により、両市町の実情に応じた消防サービスの提供及び負担の適正化が可能。 一部事務組合方式に比べ財政負担が少ない。 責任の所在が明確。 行政上の意思決定が迅速。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 両市町間の意見集約、合意形成に時間がかかり、迅速性に欠ける。 組合議会の設置、給料・共済事務等の組織運営にあたり一定の経費及び事務量（人員）が増加する。 組合設立に伴い関係条例全てにおいて新たに定める必要がある。 両市町の実情に応じた対応が課題。 	<ul style="list-style-type: none"> 委託側の当該事務に係る主体性がなくなる。 受託側の管轄範囲が広がり、責任範囲が増加する。